

豊岡市創業支援補助金 公募要領（2024年6月10日施行）

項目	内容				
対象事業	<p>豊岡商工会議所又は豊岡市商工会（以下、「認定支援機関」という。）の支援及び計画認定を受け、補助金交付決定後に行う次の創業又は事業承継いずれかの事業。</p> <table border="1" data-bbox="264 315 1517 1816"> <tr> <td data-bbox="264 315 341 936">創業</td> <td data-bbox="341 315 1517 936"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で事業を営んでいない者が、市内で新たに事業を始める事業 2 本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を新たに設立する事業 <p>ただし、上記1、2に該当する事業であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）に該当しない法人の設立 ・日本産業分類のうち大分類に規定する「農業，林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く。）及び「漁業」を主たる事業として行うための創業 ・個人事業主による法人化又は別事業を行うための法人の設立 ・法人の代表者による個人事業の開業又は新たな法人の設立 ・法人の分社化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 936 341 1816">事業承継</td> <td data-bbox="341 936 1517 1816"> <ol style="list-style-type: none"> 3 廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で個人事業を開業又は本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を設立する事業 4 承継者が市内法人の代表権及び業務執行権を承継し、経営権を取得する見込みである事業（被承継者と同一法人における退任、就任をともなう代表者交代による事業承継。） 5 開業済の個人事業主又は設立済の法人が、兵庫県豊岡市継業バンク（事業承継プラットフォーム「ニホン継業バンク」に開設する豊岡市専用サイト）を通して、廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で継業する事業 <p>ただし、上記3～5に該当する事業であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継者の年齢が先代経営者より大きい ・設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ ・物品・不動産等のみを保有する事業の承継（売買を含む。） ・中小企業者に該当しない法人の設立 ・日本産業分類のうち大分類に規定する「農業，林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く）及び「漁業」を主たる事業として行うための事業承継。ただし、市長が認める場合を除く。 </td> </tr> </table>	創業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で事業を営んでいない者が、市内で新たに事業を始める事業 2 本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を新たに設立する事業 <p>ただし、上記1、2に該当する事業であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）に該当しない法人の設立 ・日本産業分類のうち大分類に規定する「農業，林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く。）及び「漁業」を主たる事業として行うための創業 ・個人事業主による法人化又は別事業を行うための法人の設立 ・法人の代表者による個人事業の開業又は新たな法人の設立 ・法人の分社化 	事業承継	<ol style="list-style-type: none"> 3 廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で個人事業を開業又は本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を設立する事業 4 承継者が市内法人の代表権及び業務執行権を承継し、経営権を取得する見込みである事業（被承継者と同一法人における退任、就任をともなう代表者交代による事業承継。） 5 開業済の個人事業主又は設立済の法人が、兵庫県豊岡市継業バンク（事業承継プラットフォーム「ニホン継業バンク」に開設する豊岡市専用サイト）を通して、廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で継業する事業 <p>ただし、上記3～5に該当する事業であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継者の年齢が先代経営者より大きい ・設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ ・物品・不動産等のみを保有する事業の承継（売買を含む。） ・中小企業者に該当しない法人の設立 ・日本産業分類のうち大分類に規定する「農業，林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く）及び「漁業」を主たる事業として行うための事業承継。ただし、市長が認める場合を除く。
創業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で事業を営んでいない者が、市内で新たに事業を始める事業 2 本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を新たに設立する事業 <p>ただし、上記1、2に該当する事業であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）に該当しない法人の設立 ・日本産業分類のうち大分類に規定する「農業，林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く。）及び「漁業」を主たる事業として行うための創業 ・個人事業主による法人化又は別事業を行うための法人の設立 ・法人の代表者による個人事業の開業又は新たな法人の設立 ・法人の分社化 				
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> 3 廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で個人事業を開業又は本店所在地及び主たる営業所を市内に置く法人を設立する事業 4 承継者が市内法人の代表権及び業務執行権を承継し、経営権を取得する見込みである事業（被承継者と同一法人における退任、就任をともなう代表者交代による事業承継。） 5 開業済の個人事業主又は設立済の法人が、兵庫県豊岡市継業バンク（事業承継プラットフォーム「ニホン継業バンク」に開設する豊岡市専用サイト）を通して、廃業予定の個人事業主又は法人から事業を承継し、市内で継業する事業 <p>ただし、上記3～5に該当する事業であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継者の年齢が先代経営者より大きい ・設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ ・物品・不動産等のみを保有する事業の承継（売買を含む。） ・中小企業者に該当しない法人の設立 ・日本産業分類のうち大分類に規定する「農業，林業」（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業、林業サービス業を除く）及び「漁業」を主たる事業として行うための事業承継。ただし、市長が認める場合を除く。 				
対象経費	<p>次に掲げる経費で、補助金交付決定後に原則市内の事業者契約・発注・支払を行うもの。</p> <p>（消費税は対象外）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の開設に要する内外装等の工事費及び賃借料（賃借料は事業期間内を対象に支払う部分に限る。） 2 機械・備品等の設備又はシステム（取得価額が概ね1万円以上のもの）の購入、 				

	<p>借用、製作及び改良に要する経費</p> <p>3 (上記1又は2と併せて申請する場合に限り) 広告宣伝に要する外注費及び印刷費(自己により印刷を行うものを除く。)</p> <p>ただし、上記1～3に該当する経費であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三親等内の親族及び生計を一とする者に支払う費用 ・中古設備(アンティーク品を含む。) ・道路交通法第2条に定める車両(移動販売等を目的とした車両の改造費は対象。) ・船舶(ろかい船を含む。) ・工事内容が構築物(門、塀、駐車場、庭園、野立て看板等。)のみの施工 ・販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費 ・営業許可に関する法令、建物の安全等に関する法令、その他法令等の規定に適合する設計がなされていない施設の工事 ・その他市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの
補助率及び補助金額	<p>補助率：予算の範囲内で補助対象経費の3分の1以内。</p> <p>ただし、申請者が次に掲げる者に該当する場合は2分の1以内。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性又は2024年4月1日時点で満45歳以下の者 2 上記1の者が代表者である又は代表者となる予定である中小企業者 <p>上限：100万円(1,000円未満切捨て)</p>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内において創業又は事業承継を行う個人 2 市内において事業承継を行う中小企業者 <p>ただし、上記1、2に該当する者であっても、下記に該当する場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度以降に豊岡市創業支援補助金を受給した者 ・市税を滞納している者 ・暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者 ・その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる者及び同事業を行う者
公募期間	<p>第2回 2024年6月24日(月)から2024年7月24日(水)</p> <p>※初日の午前9時から最終日の午後11時59分まで</p> <p>※今年度最終の公募</p>
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊岡市創業支援補助金補助事業計画書(別表及び関係書類(見積書及びカタログの写し、事業所の地図、建物図面等)を含む。) 2 豊岡市創業支援補助金補助事業計画認定書(※) <p>※豊岡商工会議所又は豊岡市商工会から発行を受けること。</p>
応募の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定支援機関(いずれか)に事前相談を行う。 ※計画内容の確認・作成指導や認定書の発行には一定の期間を要するため、可能な限り早期(遅くとも7月9日(火)まで)に事前相談を行うこと。 2 認定支援機関の支援を受け、「豊岡市創業支援補助金 補助事業計画書」を作成し、当該支援機関から「豊岡市創業支援補助金補助事業計画認定書」の発行を受ける。 3 公募期限までに、電子申請フォームにより「提出書類」すべてを提出する。

アクセス用URLは下記のとおり。(市の公募情報ページのバナー「【創業】申請フォーム」「【事業承継】申請フォーム」からアクセス可能)。

【創業】申請フォーム

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyooka/smart-apply/apply-procedure-alias/sou2024>

【事業承継】申請フォーム

<https://ttzk.graffer.jp/city-toyooka/smart-apply/apply-procedure-alias/sho2024>

※申請フォームは創業と事業承継で異なるため、申請内容に応じたフォームから手続きするよう留意すること。

《認定支援機関の連絡先》(お近くの支援機関に相談ください。)

豊岡商工会議所

〒668-0041 豊岡市大磯町1-79 じばさん TAJIMA 6階

電話番号 0796-22-4456

豊岡市商工会

本部 支援課 〒669-5305 豊岡市日高町祢布920 豊岡市役所日高庁舎2階

電話番号 0796-42-4751 メールアドレス info@ingnet.jp

城崎支部※ 〒669-6101 豊岡市城崎町湯島625-9 城崎健康福祉センター内

電話番号 0796-32-4411

竹野支部 〒669-6201 豊岡市竹野町竹野1582-1 電話番号 0796-47-1771

日高支部 〒669-5305 豊岡市日高町祢布920 電話番号 0796-42-1251

出石支部 〒668-0214 豊岡市出石町内町104 電話番号 0796-52-2113

但東支部 〒668-0311 豊岡市但東町出合150 電話番号 0796-21-9115

審査内容

面談形式によるプレゼンテーション審査を行う。(8月上旬を予定。)

下記の観点で審査を行い、一定以上の評点を得た申請事業を、補助金を交付すべき事業として採択する。

なお、申請事業が多数に上る場合は、評点が高い順に予算の範囲内で採択する。

1 申請者自身の能力・意欲

・経歴、資格、技能、事業への意欲

2 ビジネスプランの質

・販売計画、収支計画、ターゲット設定、商品・サービス供給方法、新規性、獨創性、将来に渡る発展性・持続性

3 事業の公益性・地域貢献

・地域経済への波及効果、地域課題の解決など、地域貢献を果たすための工夫(地域資源を活用した新たな商品・サービス等により域外需要の取り込みをはかる、地域の活力・雇用創出など地域課題解決に向けた取組が見込まれる等。)

申請・採択の制限等	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請：1 公募につき 1 者あたり 1 件まで 2 採 択：1 年度につき 1 者あたり 1 件まで 3 その他：国県等補助制度が利用可能な場合は当該制度の利用を優先のこと
事業期間	交付決定日から 2025 年 2 月 20 日（木）まで
実績報告の期限	<p>次のいずれか早い日までに提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了の日から起算して 30 日以内 2 2025 年 2 月 28 日（金）まで <p>（例）2025 年 1 月 29 日に事業完了した場合、2025 年 2 月 27 日が報告期限となる。</p>
実績報告に関する書類等	事業に関する振込伝票・領収書、請求書、見積書（変更見積を含む）、納品書等の証票は、実績報告時に必要になるため、必ず保管しておくこと（事業完了後一定期間においても同様）。
補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合、原則事前に承認申請手続きを行うこと（市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります）。
補助金の概算払	原則実績報告完了後に支払うこととする（ただし、事業期間中において、既に支払いが完了した経費に掛かる補助金を同総額の 7 割以内の範囲で支払い可）。
補助金の返還	<p>次に該当する場合、補助金の返還を求めることとする（ただし、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了後 3 年以内に事業を廃止した場合 2 市による補助事業に関する調査（補助事業完了後原則 3 年間）に協力しない場合 3 正当な理由なく豊岡市外を拠点として事業実施した場合 4 その他虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合
補助事業の公表等	創業報告会（仮称・2025 年 3 月実施見込）で本補助事業における取組内容の報告を行うほか、豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合あり。
その他留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施にあたり、原則豊岡市創業・事業者支援ネットワーク構成機関が実施する「特定創業支援等事業」又は事業承継に関するセミナー等を受講し、必要な知識等の習得をはかること。 2 この補助事業と市の他の補助事業との重複利用は不可とする（下記に該当する場合）。 <ul style="list-style-type: none"> ・同一年度中に同一事業所（住居兼事業所の場合は住居部分を含む。）の内外装等の工事を行う ・同一年度中に、市の他の補助事業により内外装等の工事を行う事業所内に、この補助事業を利用して機械・備品等設備の導入を行う 3 実施しようとする事業が各種法令等に違反しないことを事前に確認すること。

【申込み・問合せ】 コウノトリ共生部 環境経済課 経済政策係
Tel:0796-23-4480/E-mail: ecovalley@city.toyooka.lg.jp